（様式第6号）

共同研究契約書

公立大学法人岡山県立大学（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、公立大学法人岡山県立大学共同研究取扱規程（以下「規程」という。）に基づき、次の条項により共同研究契約を締結する。

 （共同研究の内容）

第１条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

 (1) 研究の題目 ○○○○○○○○

 (2) 研究の実施期間 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

 （共同研究の分担）

第２条 甲及び乙は、別紙共同研究実施計画書（以下「計画書」という。）中の５に掲げる研究等の分担により研究を分担する。

２　甲及び乙は、前項により分担した研究についてそれぞれ管理を行う。

 （共同研究に係る経費の負担）

第３条 甲及び乙は、計画書の６に掲げる研究等に要する経費の負担区分により、共同研究に要する経費（以下「研究経費」という。）をそれぞれ負担する。

２　乙は、研究経費として、金　○○○○　円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を、甲が別に定める日までに、甲が発行する請求書により納付するものとする。

３　前項より納付された研究経費のうち、間接経費はいかなる場合も返還しない。

 （研究経費により取得した設備の帰属）

第４条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

 （研究用資材、器具等）

第５条 甲は、共同研究遂行のため、乙が所有する資材、器具、設備、備品等（以下「資材等」という。）を無償で受け入れ、または使用することができる。この場合、その搬入、取付け、取りはずし及び搬出に係る費用は、すべて乙の負担とする。

２　甲は前項に規定する資材等を甲の学内に搬入することが困難なときは、当該資材等が所在する場所において研究を行うことができる。

３　甲は、この共同研究が終了するまでの間、乙が提供した資材等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　乙が提供した資材等の瑕疵により、甲又は第三者が損害を被ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

 （共同研究員）

第６条 甲は、共同研究を実施するため必要な者で計画書に掲げられた者を、共同研究員として受け入れる。

 （特許出願）

第７条 甲は、甲に属する教員等が共同研究の結果、独自の発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利を承継した場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

２　乙は、乙に属する研究員が共同研究の結果、独自の発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

３　甲及び乙は、甲に属する教員等及び乙に属する研究員が共同研究の結果、共同して発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利のうち、甲に属する教員等の持分を甲が承継した場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、甲及び乙の持ち分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、甲は乙から当該特許を受ける権利を承継した場合は、甲が単独で出願するものとする。

 （優先的実施権）

第８条 甲は、共同研究の結果生じた発明であって、甲が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（次項に規定するものを除く。以下「甲が承継した特許権等」という。）を乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）に限り、当該共同研究の完了の日から起算して５年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は更新することができる。

２ 甲は、共同研究の結果生じた発明であって、甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を乙の指定する者に限り、当該共同研究の完了の日から起算して５年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は更新することができる。

３　甲は、前２項の期間経過後であっても、乙に正当な理由があるときは、乙に当該特許権等を優先的に実施させることができる。

４　乙等が、前３項の規定により特許権等を優先的に実施する権利（以下「優先的実施権」という。）を取得しようとする場合には、甲が定める特許権等の実施許諾に関する取扱要領（以下「要領」という。）により、甲あてに特許権等の実施許諾の申請を行わなければならない。

　（第三者に対する実施の許諾）

第９条　甲は、乙等が前条の規定により取得した優先的実施権を正当な理由なく行使しないとき、又は乙等に当該特許権等の優先的実施権を与えることが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるときは、乙等以外の者に対し、要領に基づき当該特許権の実施を許諾することができる。

 （実施料）

第10条 乙は、甲が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を実施しようとするときは、別に定める実施契約により実施料を甲に支払わなければならない。

２　甲は、乙の指定する者又は第三者に甲が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を実施させるときは、別に定める実施契約により実施料を乙の指定する者又は第三者に支払わせるものとする。

３　共有に係る特許権等の実施料は、甲及び乙の持ち分に応じてこれを定めるものとする。

 （特許料等）

第11条 甲及び乙は、共有に係る特許権等に関する出願費、特許料等（以下「出願費等」という）をそれぞれ持ち分に応じて負担するものとする。

２　乙は、前項に規定する出願費等を負担しないときは、当該特許権等に係る乙の持分を甲に譲渡するものとする。

 （研究の中止等）

第12条 甲は、本来の教育・研究に支障が生じたとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたときは、乙と協議の上研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合に生じた乙の損害について、甲は一切その責めを負わない。

 （契約の解除）

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

 （結果報告）

第14条 甲及び乙は、第２条第１項に規定する自らの分担となる研究が完了したときは、遅滞なくその結果を相手方に文書により報告するものとする。

 （秘密の保持）

第15条 甲及び乙は、共同研究の実施にあたり、相手方から提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、計画書に記載の研究員以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方から開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究員がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究員に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

 (1) 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

 (2) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報

 (3) 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

 (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

 (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

 (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

２ 甲及び乙は、相手方から提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３ 前２項の有効期間は共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後、３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

 （研究成果の公表等）

第16条 甲及び乙は、共同研究の実施期間中において、相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、事前に相手方と協議する。

２　甲は、共同研究終了後、その研究成果を公表する。ただし、乙が業務上の支障があるため研究成果を公表しないよう申入れをしている場合は、乙の利害に関係のある事項について、その成果を公表しないことができる。

３　甲は、前項の規定にかかわらず、その成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認める場合は、その成果を公表するものとする。

４　乙は、共同研究の終了後、その成果を公表しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

 （準用）

第17条 第７条から第１１条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

 （信義則）

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

 （疑義等の決定）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

○○年○○月○○日

甲 岡山県総社市窪木１１１番地

 公立大学法人岡山県立大学

 理事長　　氏　名　　　　　印

乙 住　所

 社　名

 代表者職 　氏　名 　印

（様式第7号）

共同研究実施計画書

1　研究等の題目

○○○○○○○○

2　研究等の目的及び概要

○○○○○○○○

3　期間　　○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

4　研究等の実施場所 ○○○○○○○○

5　研究等の実施体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所属及び職名 | 氏名 | 研究等の分担 | 派遣の有・無 |
| 県立大学 | ○○○○○○ | ○○○ | ○○○○○○ | 無 |
| 共同研究者 | ○○○○○○ | ○○○ | ○○○○○○ | 無 |

6　研究等に要する経費

(1)　総額　　　　金　　○○○○　　円

(2)　内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期間（年度） | 節別 | 経費の負担区分 | 摘要 |
| 県立大学 | 共同研究者 |
| ○○ | ○○○○ |  | ○○○○ | ○○○○ |
| ○○○○ |  | ○○○○ | ○○○○ |
| ○○○○ |  | ○○○○ | ○○○○ |
|  |  |  |  |
| 間接経費 |  | ○○○○ |  |
| 計 |  | ○○○○ |  |

7　研究等に要する設備、備品等

○○○○